

## 平成22年度事業計画書

### 第1 事業方針

社団法人被害者サポートセンターあいちは、犯罪及び犯罪に類する行為により被害を受けた者及びその遺族（以下「被害者」という。）の支援を目的として、平成10年2月20日に設立されました。

年々、事業内容を整備拡充し、12年に及ぶ被害者支援の歴史を積み重ねることができましたが、次へのステップへ向かってさらに充実した支援を目指していきます。

平成22年度の事業方針として

- 被害者支援の充実
- 広報・啓発活動の強化
- 安定した財政基盤の整備
- 関係機関団体との連携強化
- 被害者自助グループへの支援活動の推進

の5項目を掲げて被害者から真に信頼される組織基盤の整備を図っていきます。

### 第2 事業計画

#### 1 被害者支援の充実

##### (1) 直接的支援体制の強化

被害者に対する直接的支援体制を充実させるため、電話相談体制の効率的運用に合わせて優秀な人材の確保と継続的育成を図っていきます。

##### (2) 直接的支援員の資質と技能の向上

###### ア 研修の充実

被害者の支援に精通した臨床心理士、弁護士等の専門家及び全国から先進的な直接的支援活動経験者を招き、研修会を開催して技能の向上を図っていきます。

###### イ 他機関が開催する研修会への参加

全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修、ブロック研修、上級研修、コーディネーター研修をはじめ、被害者支援関係団体が主催する研修会に参加して資質の向上を図っていきます。

##### (3) 県内全域での活動の拡充

県内の被害者が等しく支援を受けられるようにするため、各市役所等の担当部署と連携して公共施設の一時使用による面接相談、カウンセリ

ング、その他の支援活動が実施できる方法を検討していきます。

東三河方面に支援活動の拠点を設ける構想につきましても、豊橋市、警察本部、豊橋警察署と連携して検討していきます。

## 2 広報啓発活動の強化

### (1) 各種事業による広報活動の推進

フォーラム、講演会及びキャンペーンなどを通じて地域住民に支援活動の必要性、在り方を浸透させる活動を実施していきます。

### (2) ホームページ及びサポトニュースの充実

活動内容を迅速に広範囲に広報するため、ホームページの内容を充実更新させてタイムリーな広報に努めていきます。

また、会員向けサポトニュースについては、活動内容をより具体的にして一層の支援を得られるように配慮していきます。

### (3) 各種広報媒体の効果的な活用

関係機関団体との連携を図り、リーフレットやチラシなどの広報媒体を活用して当センターの支援活動内容の周知を地域住民にまで浸透を図っていきます。

### (4) マスコミへの報道依頼

各種事業を推進するに当たっては、マスコミ関係者との連携を図り、良好な関係を保持して効果的な広報活動を実施していきます。

## 3 安定した財政基盤の整備

### (1) 会員拡大及び現会員との協力関係の保持

当センターの会員数は、一時の減少傾向に歯止めがかかり若干増加傾向に転じてきたところではありますが、未曾有の経済不況が日本全体を不安の渦に巻き込み、今後、新規会員の勧誘を進めていくには厳しい情勢下にあります。しかしながら、当センターの活動実態を県下の各警察署に設置されている被害者連絡協議会を通じてより具体的に広報することによって真の理解者・支援者を得ていきます。

### (2) 助成金・寄付の要請活動

愛知県、名古屋市をはじめ各地方公共団体、各種団体からの助成金・寄付等が受けられるように民間団体だからこそできるきめ細かな支援活動をアピールしてアプローチしていきます。

その他、被害者支援講演会を愛知県、名古屋市をはじめ各地方公共団体、警察本部そして各警察署と数多く共催して、会員勧誘活動と財源獲得活動を展開していきます。

## 4 関係機関との連携強化

### (1) 警察本部をはじめ各警察署との連携

被害者支援早期援助活動の主管窓口である犯罪被害者支援室及び各警察署被害者支援連絡協議会との緊密な連携を図っていきます。

(2) 愛知県被害者支援連絡協議会との連携

当該協議会の一員として、愛知県、名古屋市、検察庁、医師会、臨床心理士会、社会福祉会、弁護士会等の関係機関団体と連携し、支援活動を実施していきます。

名古屋市からの委託事業である「被害者に対する一時利用住宅の提供」、「市民ボランティア養成のための研修会」等については確実に実施していきます。

(3) 愛知県安全なまちづくり推進協議会との連携

当該協議会の一員として、愛知県、名古屋市、事業者団体、地域団体等と連携し、安全なまちづくりに繋がる支援活動を実施していきます。

(4) 全国被害者支援ネットワーク等との連携

全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修、東海北陸ブロック研修等に積極的に参加するとともに、東海三県合同研修も併せて実施していきます。

5 被害者自助グループへの支援活動の推進

殺人事件遺族の自助グループ「緒あしす」との連携を図り、講演会、キャンペーン等の行事を共同して実施し、その活動を通じての真の交流会も開催していきます。また、交通事故事件遺族の自助グループ「命」とも連携を図り、毎月1回の定例会を実施していくほか、県下で開催される交通安全講演会等に積極的に参画していきます。

6 その他

(1) 当センターは、現在「社団法人」として知事の認可を受けておりますが、平成20年12月から新公益法人制度が実施され、平成24年までに「新公益社団法人」への移行が不可欠であることから、定款の改正、新会計基準に沿った経理事務、理事の理事会完全出席等への対応作業を進め、公益移行認定事前相談を愛知県に対して実施していきます。

(2) 本年6月から警察官と当センター支援活動員を一宮市の大雄会病院に常駐させ、性犯罪被害者に対する治療と精神的ケア、聴取などを一度に行うワンストップシステムによる支援を県警察と共同して実施していきます。